

退職給付会計実務シリーズ⑦

簡便法

年金数理人 しばた しんいち 柴田 伸一

従業員数が300人未満の企業では、簡便的な計算による退職給付債務をもって退職給付に係る負債及び退職給付費用を計上する方法が認められる。今回の退職給付会計シリーズは当該方法について解説する。

小規模企業等における簡便な方法

退職給付に関する会計基準（以下「会計基準」又は「日本基準」）では、従業員数が比較的少ない小規模な企業等において、

- 高い信頼性をもって数理計算上の見積りを行うことが困難である場合、又は
- 退職給付に係る財務諸表項目に重要性が乏しい場合

には、期末の退職給付の要支給額を用いた見積計算を行う等の簡便な方法を用いて、退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算する方法（以下「簡便法」）が認められている。

退職給付に関する会計基準の適用指針（以下「適用指針」）では、簡便法を適用できる小規模企業は、原則として従業員数300人未満の企業としている。

適用指針第47項（抜粋）

簡便法を適用できる小規模企業等とは、原則として従業員数300人未満の企業をいうが、従業員数が300人以上の企業であっても年齢や勤務期間に偏りがあるなどにより、原則法による計算の結果に一定の高い水準の信頼性が得られないと判断される場合には、簡便法によることができる。なお、この場合の従業員数とは退職給付債務の計算対象となる従業員数を意味し、複数の退職給付制度を有する事業主にあっては制度ごとに判断する。

従業員数は每期変動することが一般的であるので、簡便法の適用は一定期間の従業員規模の予測を踏まえて決定する。

適用指針では300人という区分は絶対的なものではなく、300人以上の企業であっても年齢や勤務期間に偏りがあるなどにより、原則法による計算の結果に一定の高い水準の信頼性が得られないと判断される場合には、簡便法によることができるとしている。しかしながら、単にある一定の年齢層の従業員がいないということが、計算結果に一定の高い水準の信頼性が得られないということを直ちに意味するわけではない。一定の高い水準の信頼性が得られるか否かを検討する場合には、専門家（年金数理人）の意見を聞いた上で慎重に判断することが必要

と考えられる。

簡便法による退職給付債務

簡便法による退職給付債務として適用指針では以下の8つの方法を記している。これらの方法のうち、各企業の退職給付制度の実態から合理的と判断される方法を選択して退職給付債務を計算する。「いったん選択した方法は、原則として継続して適用する」（適用指針第50項）とされている。

退職一時金制度	企業年金制度
A) 原則法と自己都合要支給額との比較指数方式 一度原則法で退職給付債務を計算し、自己都合要支給額との比較指数を算定しこれを用いる	D) 原則法と数理債務との比較指数方式 一度原則法で退職給付債務を計算し、年金財政上の数理債務との比較指数を算定しこれを用いる
B) 自己都合要支給額×一定の係数 自己都合要支給額に適用指針の資料1及び資料2の平均残存勤務期間に対応する割引率及び昇給率の各係数を乗じる	E) 自己都合要支給額+数理債務 在籍者については、自己都合要支給額のB又はCとし、年金受給権者については数理債務の額とする
C) 自己都合要支給額 期末自己都合要支給額の100%	F) 数理債務の額 直近の年金財政計算上の数理債務の額
企業年金の一部移行	
G) 年金未移行部分と年金移行部分に分ける 年金未移行部分と年金移行部分に分けて、それぞれに上記A～C、D～Fで計算する	
H) 在籍者と退職者に分ける 在籍者は年金移行部分を含む全体の自己都合要支給額を基にA～Cの方法で計算し、年金受給権者は数理債務の額とする	

適用指針第112項（結論の背景）で記述されているとおり、年金財政計算上の数理債務の額とは、企業年金制度における将来の給付現価から将来の標準掛金による収入現価を控除したものである。数理債務は、厚生年金基金制度及び確定給付企業年金制度における責任準備金とは異なるものである。改正前の退職給付会計基準の実務指針（退職給付会計に関する実務指針（中間報告））においては、旧税制適格退職年金制度を前提として責任準備金を元に計

算する方法を明記していたが、その後の年金制度関連法規の改正に実務指針の表現が対応していなかったことから、適用指針ではこの点を明確化している。

簡便法の会計処理

適用指針では、簡便法による退職給付に係る負債及び退職給付費用は以下のとおり計算することとしている。

退職給付に係る負債＝簡便法による退職給付債務－年金資産 （非積立型の制度については退職給付債務） 退職給付費用＝期末の退職給付に係る負債 －（期首の退職給付に係る負債） －当期退職給付の支払額（事業主が直接支払う額） －年金制度への当期掛金拠出額）

このように数理計算上の差異は発生せず、過去勤務費用の遅延認識も認められない。期末の退職給付債務から期末の年金資産を控除した額がそのまま退職給付に係る負債として計上される。そのため個別財務諸表における退職給付引当金は、連結財務諸表における退職給付に係る負債と同一になる。

以下のワークシートは退職一時金制度の40%を確定給付企業年金に横割り移行している場合の例である。退職給付債務の計算方法は、上記のGの方法（退職一時金制度はCの方法、確定給付企業年金はFの方法）としている。

	<第1列> 期首 20X1/4/1	<第2列> 退職給付 費用	<第3列> 給付/掛金 支払額	<第4列> 期末(実際) 20X2/3/31
退職給付債務				
自己都合要支給額	① (108,000)	⑩ (16,800)	④ 4,800	⑦ (120,000)
数理債務	② (90,000)	⑪ (11,700)	P ⑤ 6,700	⑧ (95,000)
計	(198,000)	(28,500)	11,500	(215,000)
年金資産	③ 70,000	⑫ 1,700	C ⑥ 4,000 P ⑤ (6,700)	⑨ 69,000
退職給付に係る負債	<u>(128,000)</u>	<u>(26,800)</u>	<u>8,800</u>	<u>(146,000)</u>
<前提>				
期首の自己都合要支給額	180,000	(40%を確定給付企業年金に移行)		
期末の自己都合要支給額	200,000			
期首の数理債務	90,000	(受給権者分を含む)		
期末の数理債務	95,000	(受給権者分を含む)		
期首の年金資産	70,000			
期末の年金資産	69,000			
当期退職金支払額	8,000	(40%は確定給付企業年金から支払)		
当期年金支払額	3,500	(受給者への支払)		
当期掛金拠出額	4,000			
<計算手順>				
①	期首の自己都合要支給額=180,000×60%=108,000(会社負担の退職金部分)			
②	期首の数理債務=90,000(期首の数理債務残高)			
③	期首の年金資産=70,000(期首の年金資産残高)			
④	会社負担の退職金=8,000×60%=4,800			
⑤	年金制度からの給付支払額=8,000×40%+3,500(年金支払額)=6,700			
⑥	年金制度への掛金拠出額=4,000(当期掛金拠出額)			
⑦	期末の自己都合要支給額=200,000×60%=120,000(会社負担の退職金部分)			
⑧	期末の数理債務=95,000(期末の数理債務残高)			
⑨	期末の年金資産=69,000(期末の年金資産残高)			
⑩~⑫	は差し引きで計算			
⑩	=⑦-(①-④)=120,000-(108,000-4,800)=16,800			
⑪	=⑧-(②-⑤)=95,000-(90,000-6,700)=11,700			
⑫	=⑨-(③-⑥)=69,000-(70,000-6,700+4,000)=1,700			

なお、期末の年金資産の額は時価を入手することが原則であるものの、簡便法においては時価を入手する代わりに、直近の年金財政決算における時価を基礎として合理的に算定した金額を用いることができるとされている。適用指針では「直近の時価に期末日までの拠出額及び退職給付の支払額を加減し、当該期間の見積運用収益を加算した金額」が例示されている。

簡便法から原則法への変更

これまで述べたとおり、簡便法は一定の要件を満たす小規模企業等が例外的に採用できる方法であ

る。そのため前述した簡便法を採用できる要件を満たさなくなった場合には、簡便法から原則法への変更が必要になると考えられる。なお適用指針第47項には「従業員数は毎期変動することが一般的であるので、簡便法の適用は一定期間の従業員規模の予測を踏まえて決定する」とあるため、これも考慮に入れる必要がある。

原則法への変更は、原則法での計算が可能（高い信頼性をもって数理計算上の見積りを行うことが可能）となった時点で変更を行うことになるため、通常、期末時点で行われる。

簡便法と原則法による退職給付債務の差額は、原則法における数理計算上の差異、過去勤務費用とは

異なる性質のものであるため、これらと同様に遅延認識することは認められない。そのため、変更によって生じた差額は、全額を変更時の退職給付費用に含めて費用処理される。

なお、簡便法は一定の要件を満たした場合にのみ採用できる方法であり、企業が任意に選択できるものではない。したがって、簡便法から原則法への変更は、会計方針の変更には当たらないと考えられる。

原則法から簡便法への変更

簡便法から原則法への変更は前記のとおりであるが、原則法から簡便法への変更は通常、「認められないものと考えられる」（適用指針第111項）とされている。同項では以下のような場合に限り原則法から簡便法への変更が認められるとしている。

- 従業員数の著しい減少若しくは退職給付制度の改訂等により、高い水準の信頼性をもって数理計算上の見積りを行うことが困難になった場合、又は
- 退職給付に係る財務諸表項目の重要性が乏しくなった場合

これまで従業員数が300人以上であって原則法を採用していた企業が、当年度に従業員数が300人を少し下回ったという事実のみをもって、直ちに簡便法に変更することができるというようなものではないことに留意が必要である。

IFRS（IAS第19号）における取り扱い

国際会計基準（IAS）第19号には、日本基準の簡便法と同様の規定はない。ただし、確定給付制度債務の現在価値（日本基準の退職給付債務に相当）の測定にあたって、次の簡便計算を容認する規定がある。

IAS第19号第60項

場合によっては、見積り、平均及び簡便計算により、本基準で例示した詳細な計算の信頼し得る近似値を求めることができるであろう。

しかし、日本基準の簡便法による退職給付債務は必ずしも上記第60項のいう簡便計算を意図したものではないし、結果として近似値になっているとも限らない。そのため、日本基準の簡便法による退職給付債務をそのままIAS第19号の確定給付制度債務として使用することはできず、個別に「簡便計算による近似値」であることを検証することが必要となると考えられる。

以上